



2015年 5月19日

各 位

会社名 セコム上信越株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小松良平
 (コード番号 4342 東証第二部)
 問合せ先 取締役総務人事部長 霜鳥浩二
 (TEL. 025-281-5000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月19日開催の取締役会において、定款の一部変更について2015年6月23日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮いただくことができるようにするため、社外監査役との責任限定契約の一部条項を変更するものであります。(変更案第29条)

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 (社外監査役との責任限定契約)	第5章 監査役および監査役会 (社外監査役との責任限定契約)
第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は <u>5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は <u>法令が規定する額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月23日 (予定)

定款変更の効力発生日 2015年6月23日 (予定)

以 上